

半期報告書

(第11期中) 自 平成29年4月1日
至 平成29年9月30日

A v a n S t r a t e 株式会社

東京都品川区西五反田一丁目11番1号

(E24858)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	3
3. 関係会社の状況	3
4. 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1. 業績等の概要	4
2. 生産、受注及び販売の状況	5
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	5
4. 事業等のリスク	6
5. 経営上の重要な契約等	7
6. 研究開発活動	8
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	8
第3 設備の状況	10
1. 主要な設備の状況	10
2. 設備の新設、除却等の計画	10
第4 提出会社の状況	11
1. 株式等の状況	11
(1) 株式の総数等	11
(2) 新株予約権等の状況	11
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	20
(4) ライププランの内容	21
(5) 発行済株式総数、資本金等の状況	21
(6) 大株主の状況	21
(7) 議決権の状況	22
2. 株価の推移	22
3. 役員の状況	23
第5 経理の状況	24
1. 中間連結財務諸表等	25
(1) 中間連結財務諸表	25
(2) その他	46
2. 中間財務諸表等	47
(1) 中間財務諸表	47
(2) その他	59
第6 提出会社の参考情報	60
第二部 提出会社の保証会社等の情報	61

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年12月28日
【中間会計期間】	第11期中（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）
【会社名】	A v a n S t r a t e 株式会社
【英訳名】	A v a n S t r a t e I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀内 秀樹
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田一丁目11番1号
【電話番号】	03(5719)5883 （代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理統括部長 北澤 治
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田一丁目11番1号
【電話番号】	03(5719)5883 （代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理統括部長 北澤 治
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第9期中	第10期中	第11期中	第9期	第10期
会計期間	自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日	自平成28年 4月1日 至平成28年 9月30日	自平成29年 4月1日 至平成29年 9月30日	自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日	自平成28年 4月1日 至平成29年 3月31日
売上高 (千円)	12,094,264	9,832,150	8,173,367	20,751,132	18,361,723
経常利益又は経常損失(△) (千円)	923,296	559,420	△92,527	△384,469	1,010,099
親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益又は親会社株 主に帰属する中間(当期)純 損失(△) (千円)	543,005	△401,536	△16,357,337	△8,899,799	156,267
中間包括利益又は包括利益 (千円)	542,806	△399,478	△16,364,209	△8,904,313	174,126
純資産額 (千円)	10,736,153	889,557	△14,901,048	1,289,035	1,463,161
総資産額 (千円)	82,368,113	69,489,597	48,890,352	70,489,711	69,618,251
1株当たり純資産額 (円)	108.16	8.96	△150.12	12.99	14.74
1株当たり中間(当期)純利 益金額又は1株当たり中間 (当期)純損失金額(△) (円)	5.47	△4.05	△164.79	△89.66	1.57
潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	13.0	1.3	△30.5	1.8	2.1
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	4,042,329	2,276,384	1,968,144	5,803,748	4,535,003
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	△1,476,577	△1,646,977	△463,775	△3,374,748	△2,069,701
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	△1,669,001	△767	△3,784,114	△3,915,047	△439,577
現金及び現金同等物の中間期 末(期末)残高 (千円)	5,795,609	4,041,451	3,158,790	3,412,811	5,438,535
従業員数 (人)	916	752	675	880	712
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(17)	(9)	(—)	(14)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在しておりますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第9期中	第10期中	第11期中	第9期	第10期
会計期間	自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日	自平成28年 4月1日 至平成28年 9月30日	自平成29年 4月1日 至平成29年 9月30日	自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日	自平成28年 4月1日 至平成29年 3月31日
売上高 (千円)	57,072	—	—	57,072	—
経常損失 (△) (千円)	△409,554	△1,517,315	△1,098,869	△12,142,843	△2,408,721
中間(当期)純損失 (△) (千円)	△2,543,830	△1,421,671	△17,017,501	△12,114,704	△2,516,025
資本金 (千円)	13,537,905	13,537,905	13,537,905	13,537,905	13,537,905
発行済株式総数 (千株)	99,259	99,259	99,259	99,259	99,259
純資産額 (千円)	△9,128,207	△20,120,753	△38,232,607	△18,699,081	△21,215,106
総資産額 (千円)	70,542,713	64,781,048	45,871,781	68,372,025	63,137,859
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△12.9	△31.1	△83.3	△27.3	△33.6
従業員数 (人)	53	20	12	53	12
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従来、「特別損失」の区分において表示しておりました「関係会社貸倒引当金繰入額」及び「関係会社債務保証損失引当金繰入額」は、毎期経常的に発生していることから第11期より「営業外費用」の区分において表示する方法に変更いたしました。このため、第9期、第10期の中間財務諸表及び財務諸表は、当該変更を反映した組替え後の数値を記載しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社、以下同じ。）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年9月30日現在

法人の名称	従業員数（人）
AvanStrate株式会社	12（－）
AvanStrate Taiwan Inc.	578（－）
AvanStrate Korea Inc.	85（9）
合計	675（9）

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 従業員数が平成29年3月期末より37名減少しましたのは、主として業務の合理化に伴う人員の削減によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成29年9月30日現在

従業員数（人）	12（－）
---------	-------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは、労働組合は結成されておられません。労使関係はいずれの会社においても安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における世界経済は、欧米では景気回復が堅調に推移し、中国やその他のアジア地域においても輸出の増加などを背景に景気の持ち直しが見られ、総じて緩やかな回復基調となりました。国内経済におきましても、企業業績や雇用情勢の改善を背景として緩やかな回復基調が続いております。

当社グループの顧客である液晶ディスプレイ・パネル業界におきましては、液晶TVの需要は画面サイズの大型化や高精細化により面積ベースでは緩やかな増加傾向にあります。また、中小型パネルについてはスマートフォン需要の成長率が鈍化する一方で車載用モニターなどのアプリケーションにおいて堅調な推移が続いております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、引き続き主要顧客との良好な取引関係の継続、及び販路拡大に努めてまいりましたが、引き続き価格下落により販売面では厳しい状況となりました。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高8,173百万円（前年同期比1,659百万円減）となり、営業利益1,124百万円（同749百万円減）、経常損失△93百万円（同652百万円減）となり前年同期比で減益となりました。また、特別損失として、のれんの減損損失等を15,975百万円計上した結果、親会社株主に帰属する中間純損失△16,357百万円（同15,956百万円減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、3,159百万円（前連結会計年度末5,439百万円）となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、税金等調整前中間純損失△16,066百万円に減価償却費1,445百万円、のれん償却額729百万円、減損損失15,917百万円等の非資金項目を加算し、営業活動に係る債権・債務及び税金等の加減算を行った結果、1,968百万円のプラスとなりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、製造設備の修繕に伴う支払など有形固定資産の取得による支出△465百万円が発生した結果、△464百万円のマイナスとなりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、借入金の返済及び社債の償還による支出△3,784百万円等の財務支出があった結果、△3,784百万円のマイナスとなりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

① 生産実績

当中間連結会計期間の生産実績を法人ごとに示すと、次のとおりであります。

法人の名称	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	前年同期比 (%)
AvanStrate株式会社 (千円)	—	—
AvanStrate Taiwan Inc. (千円)	8,481,848	101.9
AvanStrate Korea Inc. (千円)	1,134,652	83.2
合 計 (千円)	9,616,500	99.3

- (注) 1. 生産金額は、平均販売価格により算出したものであります。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 関係会社間取引は相殺消去しておりません。また、関係会社間振替高を含めて表示しております。

② 受注状況

当社グループは、見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

③ 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を法人ごとに示すと、次のとおりであります。

法人の名称	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	前年同期比 (%)
AvanStrate株式会社 (千円)	—	—
AvanStrate Taiwan Inc. (千円)	8,173,367	92.1
AvanStrate Korea Inc. (千円)	1,168,663	80.3
合 計 (千円)	9,342,030	90.4

- (注) 1. 関係会社間取引は相殺消去しておりません。また、関係会社間振替高を含めて表示しております。
 2. 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
Innolux Corporation	8,411,472	85.6	7,367,719	90.1

3. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的に指標等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等若しくは経営上の目標の達成状況を判断するための客観的に指標等に重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等若しくは指標等はありません。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間における事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況)

当中間連結会計期間末において、当社グループの業績は連結売上高8,173,367千円、連結営業利益1,123,721千円、連結経常損失△92,527千円、親会社株主に帰属する当期純損失△16,357,337千円となり中間連結貸借対照表の純資産の部の金額は△14,901,048千円の債務超過となっております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表における「1年内返済予定の長期借入金」、「1年内返済予定の関係会社長期借入金」、「1年内償還予定の社債」の合計金額は59,276,382千円となっており、手元流動性及び営業キャッシュ・フローに比して高水準にあります。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、このような状況を解消するため、以下の対応策への取り組みを計画及び実施しております。

1. AvanStrate株式会社のリストラクチャリングの実施

過年度に日本拠点における四日市工場の閉鎖に伴う生産活動の中止及び人員削減を柱としたリストラクチャリングを実施し、当期においても引き続きコスト削減及び営業損益の改善に取り組んでまいりました。

2. AvanStrate Korea Inc. のリストラクチャリングの実施

過年度にグループレベルでの生産活動の最適化に向けて、AvanStrate Korea Inc. でのリストラクチャリングを実施し、当期においても引き続きコスト削減及び営業損益の改善に取り組んでまいりました。

3. 受注及び売上高の確保

受注状況が好調な市場にグループの生産能力を重点的に配分するとともに、品質の向上及び新製品の開発により、新規顧客からの継続的な受注の確保に取り組んでおります。

4. 財務体質の改善

製造体制の集中化に伴う関連設備の売却による財務体質の改善に取り組んでまいりました。

5. 資金繰りの安定化

注記事項（重要な後発事象）に記載の通り、事業再生ADR手続きが成立しました。

そして、HOYA株式会社からの借入金について、平成29年12月22日に返済条件の変更を含む変更契約を締結しました。

また、AvanStrate株式会社第1回無担保社債及び第2回無担保社債については、平成29年9月29日の社債権者集会において、償還条件の変更を含む社債要領の一部変更が承認され、それぞれ平成29年10月5日付で東京地方裁判所の許可を得ました。

上述の対応に加えて、取引金融機関等に対しては適時に当社グループの経営成績及び財政状態を報告し、理解を得ることによって良好な関係を築き、資金調達や資金繰りの一層の安定化に努めております。

また、上記の借入金の返済条件の変更、及び社債の償還条件の変更により、資金繰りの安定化についての不確実性の程度は低減しております。

しかしながら、これらの施策を講じても、債務超過を解消し高水準な借入金を返済するためには業績及び資金面で改善を図る必要があります。そのための事業計画を達成する上で重要な要素となる売上高の確保は外部要因に大きく依存しており、将来の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があります。よって、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間（連結）財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間（連結）財務諸表に反映しておりません。

上記を除き、当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

5【経営上の重要な契約等】

1 当社グループは、平成22年12月24日付で、以下の融資契約（コーポレート・シンジケート・ローン契約（以下、「コーポレート・シンジケート・ローン契約」といい、かかる契約の修正契約を含む。））及び平成22年12月17日付で独立行政法人日本貿易保険の海外事業資金貸付保険付保ローン契約（以下、「NEXI 保険付きローン契約」という。）を締結しております。

これらコーポレート・シンジケート・ローン契約及びNEXI 保険付きローン契約について、平成27年10月27日付で変更契約及び担保契約（以下、変更契約等）を締結しており、変更後の主な契約内容の概要は、以下のとおりであります。

	コーポレート・シンジケート・ローン契約	NEXI 保険付きローン契約
借入人	当社	AvanStrate Korea Inc.
平成27年10月末日時点の借入額	24,028百万円	12,818百万円
実行日	平成22年12月30日	
満期日	～平成29年10月31日	同左
アレンジャー	アレンジャー 株式会社三菱東京UFJ銀行 ジョイント・アレンジャー 株式会社日本政策投資銀行	アレンジャー 株式会社三菱東京UFJ銀行
貸付人	国内複数金融機関	
保証人	AvanStrate Taiwan Inc.、 AvanStrate Korea Inc.	当社、 AvanStrate Taiwan Inc.
担保	当社の保有する当社子会社株式に第一順位の質権を設定 当社が保有・利用している下記資産について質権を設定 ①建物（第一順位） ②機械装置に含まれる保有地金（第一順位） 当社の子会社であるAvanStrate Taiwan Inc. が保有・利用している下記資産について質権を設定 ①機械装置に含まれる保有地金（第二順位） ②棚卸資産（第一順位） ③建物（第一順位） ④地金を除く機械設備（第一順位及び第二順位）	当社の子会社であるAvanStrate Korea Inc. が保有・利用している下記資産について質権を設定 ①機械装置に含まれる保有地金（第一順位） ②棚卸資産（第一順位） ③建物（第一順位） ④地金を除く機械設備（第一順位） 当社が保有・利用している下記資産について質権を設定 ①建物（第一順位） ②機械装置に含まれる保有地金（第一順位） 当社の子会社であるAvanStrate Taiwan Inc. が保有・利用している下記資産について質権を設定 ①機械装置に含まれる保有地金（第二順位） ②棚卸資産（第一順位） ③建物（第一順位） ④地金を除く機械設備（第一順位及び第二順位）

コーポレート・シンジケート・ローン契約に付されている主要な財務コベナントは『第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等（1）中間連結財務諸表 注記事項（中間連結貸借対照表関係）』に記載のとおりであります。

2 当社は、平成26年6月20日付で、HOYA株式会社と金銭消費貸借契約（以下、「HOYAローン契約」）を締結致しました。また、平成27年10月27日付で当該契約の変更契約を締結致しました。詳細については、下記のとおりであります。

1. 資金の使途	既存融資契約に基づく債務の弁済資金
2. 借入先の名称	HOYA株式会社
3. 平成27年10月末日時点の借入金額	8,225,011千円
4. 借入条件	借入金利 市場金利を参考にした変動金利
5. 借入返済期限	～平成29年10月31日
6. 担保提供資産	当社の子会社であるAvanStrate Taiwan Inc. が保有・利用している機械装置に含まれる保有地金に第一順位の質権を設定

なお、上記契約（変更契約）等について、変更契約等の諸手続を実施致しました。詳細については『第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等（1）中間連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）』に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

当社グループでは、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の品質の差別化を図るべく、各子会社の現地拠点で収集した顧客のニーズにマッチした大型化、薄板化、表面品質の安定化及び高精細化対応、並びにコスト削減に向けた研究開発活動を行っております。

これらの研究開発活動として、ガラスの組成開発、溶解及び成形技術開発等（製造工程でいうHOT工程にあたります。）に関する製造技術開発、次世代ガラスの研究開発を実施しております。また、ガラスの加工技術、洗浄及び評価技術等（製造工程でいうCOLD工程にあたります。）についても、製造技術開発、研究開発を実施しております。これらの活動は、主にAvanStrate Taiwan Inc.の研究開発部門で実施しております。

その結果、当中間連結会計期間において当社グループの研究開発費は218百万円となりました。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、並びに資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。また、当社グループの中間連結財務諸表で採用する重要な会計方針につきましては、後記『第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項』に記載しております。

(2) 財政状態の分析

（資産、負債及び純資産の状況）

当中間連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ20,728百万円減少し、48,890百万円となりました。負債合計は、前連結会計年度末に比べ4,364百万円減少し、63,791百万円となりました。これは主に短期借入金25百万円、1年内返済予定の長期借入金776百万円及び1年内償還予定の社債334百万円の減少によるものです。また、純資産合計は、前連結会計年度末と比べ16,364百万円減少し、△14,901百万円となりました。これは、主に親会社株主に帰属する中間純損失△16,357百万円を計上したことによるものであり、自己資本比率は32.6ポイント減少し△30.5%となりました。

(3) 経営成績の分析

（売上高）

当中間連結会計期間においては、市場環境の影響等により販売単価の下落が継続した結果、売上高は前年同期比で1,659百万円減少し8,173百万円となりました。

（売上原価）

製造費用削減や歩留改善を始めとする生産性改善に重点的に取り組んだ一方、需要に応じて生産調整を行いました。このような状況の結果、当中間連結会計期間の売上原価は前年同期比で690百万円減少し5,610百万円、対売上高比は前年同期比で4.5ポイント上昇し68.6%となりました。

（販売費及び一般管理費並びに営業利益）

当中間連結会計期間の販売費及び一般管理費は、前年同期比で220百万円減少し1,440百万円となりました。当中間連結会計期間の販売費及び一般管理費のうち主要なものは、給与99百万円、のれん償却額729百万円及び研究開発費218百万円であります。この結果、当中間連結会計期間の営業利益は前年同期比で749百万円減少し1,124百万円、売上高営業利益率は5.3ポイント減少して13.7%となりました。

（営業外損益及び経常損失）

当中間連結会計期間の営業外収益は16百万円となり、営業外費用は主に借入金及び社債に伴う利息等により1,232百万円となった結果、経常損失は△93百万円となりました。

（特別損益及び中間純損失）

当中間連結会計期間の特別損失は、固定資産除却損及び減損損失の計上により15,975百万円となりました。この結果、税金等調整前中間純損失は△16,066百万円となり、これに法人税、住民税及び事業税155百万円、過年度法人税等101百万円及び法人税等調整額35百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する中間純損失は△16,357百万円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については、『第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況』に記載のとおりであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループは、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の製造・販売する事業を推進するに当たり、アジアを中心とした国内外の液晶ディスプレイ・パネル業界を取り巻く環境の変化に対して適切な対応をすることが、当社グループの業績に大きな影響を与えるものと認識しております。

当社グループは、液晶ディスプレイ・パネル業界からのニーズに対応すべく、ガラス基板の大型化及びスーパー・グリーン・ガラスの組成や製法の開発等を実現してまいりました。

今後も液晶ディスプレイ・パネル業界を取り巻く環境の変化への対応を最優先課題とし、更なる販売体制の強化、生産体制の強化・拡大・効率化及び品質面での優位性の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

(6) 継続企業の前提に関する事項

「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 継続企業の前提に関する事項」に記載のとおり、当社グループにおいては、借入金の返済に関連して、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、このような状況を解消するため、以下の対応策への取り組みを計画及び実施しております。

1. AvanStrate株式会社のリストラクチャリングの実施

過年度に日本拠点における四日市工場の閉鎖に伴う生産活動の中止及び人員削減を柱としたリストラクチャリングを実施し、当期においても引き続きコスト削減及び営業損益の改善に取り組んでまいりました。

2. AvanStrate Korea Inc. のリストラクチャリングの実施

過年度にグループレベルでの生産活動の最適化に向けて、AvanStrate Korea Inc. でのリストラクチャリングを実施し、当期においても引き続きコスト削減及び営業損益の改善に取り組んでまいりました。

3. 受注及び売上高の確保

受注状況が好調な市場にグループの生産能力を重点的に配分するとともに、品質の向上及び新製品の開発により、新規顧客からの継続的な受注の確保に取り組んでおります。

4. 財務体質の改善

製造体制の集中化に伴う関連設備の売却による財務体質の改善に取り組んでまいりました。

5. 資金繰りの安定化

注記事項（重要な後発事象）に記載の通り、事業再生ADR 手続が成立しました。

そして、HOYA株式会社からの借入金について、平成29年12月22日に返済条件の変更を含む変更契約を締結しました。

また、AvanStrate株式会社第1回無担保社債及び第2回無担保社債については、平成29年9月29日の社債権者集会において、償還条件の変更を含む社債要領の一部変更が承認され、それぞれ平成29年10月5日付で東京地方裁判所の許可を得ました。

上述の対応に加えて、取引金融機関等に対しては適時に当社グループの経営成績及び財政状態を報告し、理解を得ることによって良好な関係を築き、資金調達や資金繰りの一層の安定化に努めております。

また、上記の借入金の返済条件の変更、及び社債の償還条件の変更により、資金繰りの安定化についての不確実性の程度の低減を引き続き進めてまいります。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） （平成29年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成29年12月28日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	99,258,900	99,258,900	非上場	単元株式数100株
計	99,258,900	99,258,900	—	—

(注) 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成20年10月7日臨時株主総会決議及び平成20年10月7日取締役会決議

区分	中間会計期間末現在 （平成29年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成29年11月30日）
新株予約権の数（個）	17,699	17,699
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	6,597	7,561
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,769,900（注）1	1,769,900（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり500（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年10月11日 至 平成30年10月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡及び質入れ等の処分を行うことができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6	同左

(注) 1. 平成20年10月7日開催の臨時株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為（以下、「当社組織再編」という。）に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとします。

2. 決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後出資金額} = \frac{\text{調整前出資金額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に出資金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項については、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、①平成20年9月2日現在において当社議決権株式の45%以上を単独で保有する株主（以下、「単独主要株主」という。）並びに平成20年9月2日現在において当社議決権株式の過半数をグループ全体で保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」といい、単独主要株主とあわせて「主要株主等」という。）が、第三者に当該時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して譲渡する場合、②当社株式が金融商品取引所（日本国外における同種の組織を含む。）に上場された場合、又は③単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、当該譲渡時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合であって新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 新株予約権者は、平成21年10月10日、平成22年10月10日、平成23年10月10日、平成24年10月10日、及び平成25年10月10日に、新株予約権の20%ずつが権利行使可能となる（以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という。）但し、新株予約権者が当社又は当社の完全子会社の取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれの地位も失った場合又は死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは中止する。なお、ベスティングされる新株予約権の数については、新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の株式についてはこれを切り捨てる。また5回目のベスティングにおいて、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権も全てベスティングされるものとする。
 - (3) 前項に関わらず、(1)①乃至③（但し②については、同時に主要株主等の売却比率が67%を超えたとき）、又は④新株予約権者が当社を退社し、かつ、当社の取締役会がベスティングを認めた場合には、その時点において新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権は全てベスティングされるものとする。（但し、④の場合を除いて、当該時点において前項但書によってベスティングが中止されていた場合を除く。）
 - (4) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約等の地位を承継することを条件に、ベスティング済みの新株予約権に限りこれを相続することができる。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び条件は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社において、懲戒解雇もしくは取締役、監査役、執行役又は顧問を解任された場合、出向関係が解消されることによって当社又は当社の完全子会社において業務に従事しなくなった場合、又は自己都合による退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が会社都合による退職をした場合、定年（取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれでもなくなった時）となった場合、当社又は当社の完全子会社の就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、新株予約権者について破産、民事再生もしくはその他の倒産手続が開始された場合、又は死亡した場合は、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない部分を随時、無償にて取得することができる。

- (3) ①単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、自己が保有している当社の株式全てを一括して第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合、又は②主要株主等が保有している当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合、当該譲渡の実行日の翌日以後に、当該実行日に未行使の全ての新株予約権を、随時、無償にて取得することができる。
- (4) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (5) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約書」又はこれに関連する覚書に違反した場合は、当該新株予約権者に発行した全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付については、次のとおりであります。
- (1) 当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換もしくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を、新株予約権者に交付する。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。
- ① 交付する新株予約権の数
当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
- ② 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。
株式の数については、新株予約権1個あたり1株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{組織再編後出資金額} = \frac{\text{組織再編前出資金額}}{\text{割当比率}}$$
- ④ 新株予約権行使期間
行使期間は、平成22年10月11日又は組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、平成30年10月5日までとする。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
上記3. に準じて決定するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件
新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件は上記4. 及び5. に準じて定める。
- ⑦ 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは、再編後新会社の承認を要するものとする。
7. 平成22年6月30日付で、普通株式1株を100株に分割しております。

② 平成21年6月19日定時株主総会決議及び平成21年6月19日取締役会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年11月30日)
新株予約権の数(個)	642	642
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	64,200(注)1	64,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり500(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年6月21日 至平成31年6月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡及び質入れ等の処分を行うことができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 平成21年6月19日定時株主総会における決議の日(以下、「決議日」という。)以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

なお、上記の他新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為(以下、「当社組織再編」という。)に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとします。

2. 決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後出資金額} = \frac{\text{調整前出資金額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に出資金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項については、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、①平成21年6月3日現在において当社議決権株式の45%以上を単独で保有する株主(以下、「単独主要株主」という。)並びに平成21年6月3日現在において当社議決権株式の過半数をグループ全体で保有する株主及びそのグループ会社(以下、「グループ主要株主等」といい、単独主要株主とあわせて「主要株主等」という。)が、第三者に当該時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して譲渡する場合、②当社株式が金融商品取引所(日本国外における同種の組織を含む。)に上場された場合、又は③単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、当該譲渡時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合であって新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 新株予約権者は、平成22年6月20日、平成23年6月20日、平成24年6月20日、平成25年6月20日、及び平成26年6月20日に、新株予約権の20%ずつが権利行使可能となる（以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という。）但し、新株予約権者が当社又は当社の完全子会社の取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれの地位も失った場合又は死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは中止する。なお、ベスティングされる新株予約権の数については、新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の株式についてはこれを切り捨てる。また5回目のベスティングにおいて、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権も全てベスティングされるものとする。
- (3) 前項に関わらず、(1)①乃至③（但し②については、同時に主要株主等の売却比率が67%を超えたとき）、又は④新株予約権者が当社を退社し、かつ、当社の取締役会がベスティングを認めた場合には、その時点において新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権は全てベスティングされるものとする。（ただし、④の場合を除いて、当該時点において前項但書によってベスティングが中止されていた場合を除く。）
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約等の地位を承継することを条件に、ベスティング済みの新株予約権に限りこれを相続することができる。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び条件は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社において、懲戒解雇もしくは取締役、監査役、執行役又は顧問を解任された場合、出向関係が解消されることによって当社又は当社の完全子会社において業務に従事しなくなった場合、又は自己都合による退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が会社都合による退職をした場合、定年（取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれでもなくなった時）となった場合、当社又は当社の完全子会社の就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、新株予約権者について破産、民事再生もしくはその他の倒産手続が開始された場合、又は死亡した場合は、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない部分を随時、無償にて取得することができる。
- (3) ①単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、自己が保有している当社の株式全てを一括して第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合、又は②主要株主等が保有している当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合、当該譲渡の実行日の翌日以後に、当該実行日に未行使の全ての新株予約権を、随時、無償にて取得することができる。
- (4) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (5) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約書」又はこれに関連する覚書に違反した場合は、当該新株予約権者に発行した全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付については、次のとおりであります。
- (1) 当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換もしくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を、新株予約権者に交付する。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。
- ① 交付する新株予約権の数
当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
- ② 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。
株式の数については、新株予約権1個あたり1株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

- ③ 新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{組織再編後出資金額} = \frac{\text{組織再編前出資金額}}{\text{割当比率}}$$

- ④ 新株予約権行使期間
行使期間は、平成23年6月21日又は組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、平成31年6月15日までとする。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
上記3. に準じて決定するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件
新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件は上記4. 及び5. に準じて定める。
- ⑦ 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは、再編後新会社の承認を要するものとする。

7. 平成22年6月30日付で、普通株式1株を100株に分割しております。

③ 平成21年11月20日臨時株主総会決議及び平成21年11月20日取締役会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年11月30日)
新株予約権の数(個)	480	480
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	156	156
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	48,000(注)1	48,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり500(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年11月21日 至平成31年11月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡及び質入れ等の処分を行うことができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 平成21年11月20日臨時株主総会における決議の日(以下、「決議日」という。)以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為(以下、「当社組織再編」という。)に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとします。

2. 決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後出資金額} = \frac{\text{調整前出資金額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に出資金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項については、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、①平成21年11月20日現在において当社議決権株式の45%以上を単独で保有する株主（以下、「単独主要株主」という。）並びに平成21年11月20日現在において当社議決権株式の過半数をグループ全体で保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」といい、単独主要株主とあわせて「主要株主等」という。）が、第三者に当該時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して譲渡する場合、②当社株式が金融商品取引所（日本国外における同種の組織を含む。）に上場された場合、又は③単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、当該譲渡時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合であって新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 新株予約権者は、平成22年11月20日、平成23年11月20日、平成24年11月20日、平成25年11月20日、及び平成26年11月20日に、新株予約権の20%ずつが権利行使可能となる（以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という。）但し、新株予約権者が当社又は当社の完全子会社の取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれの地位も失った場合又は死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは中止する。なお、ベスティングされる新株予約権の数については、新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の株式についてはこれを切り捨てる。また5回目のベスティングにおいて、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権も全てベスティングされるものとする。
 - (3) 前項に関わらず、(1)①乃至③（但し②については、同時に主要株主等の売却比率が67%を超えたとき）、又は④新株予約権者が当社を退社し、かつ、当社の取締役会がベスティングを認めた場合には、その時点において新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権は全てベスティングされるものとする。（ただし、④の場合を除いて、当該時点において前項但書によってベスティングが中止されていた場合を除く。）
 - (4) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約等の地位を承継することを条件に、ベスティング済みの新株予約権に限りこれを相続することができる。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び条件は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社において、懲戒解雇もしくは取締役、監査役、執行役又は顧問を解任された場合、出向関係が解消されることによって当社又は当社の完全子会社において業務に従事しなくなった場合、又は自己都合による退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が会社都合による退職をした場合、定年（取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれでもなくなった時）となった場合、当社又は当社の完全子会社の就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、新株予約権者について破産、民事再生もしくはその他の倒産手続が開始された場合、又は死亡した場合は、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない部分を随時、無償にて取得することができる。
 - (3) ①単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、自己が保有している当社の株式全てを一括して第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合、又は②主要株主等が保有している当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合、当該譲渡の実行日の翌日以後に、当該実行日に未行使の全ての新株予約権を、随時、無償にて取得することができる。
 - (4) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
 - (5) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「第3回新株予約権割当契約書」又はこれに関連する覚書に違反した場合は、当該新株予約権者に発行した全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付については、次のとおりであります。

(1) 当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社の新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換もしくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を、新株予約権者に交付する。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

① 交付する新株予約権の数

当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。

株式の数については、新株予約権 1 個あたり 1 株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により 1 株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

③ 新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{組織再編後出資金額} = \frac{\text{組織再編前出資金額}}{\text{割当比率}}$$

④ 新株予約権行使期間

行使期間は、平成23年11月21日又は組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、平成31年11月20日までとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

上記 3. に準じて決定するものとする。

⑥ 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件

新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件は上記 4. 及び 5. に準じて定める。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、再編後新会社の承認を要するものとする。

7. 平成22年6月30日付で、普通株式 1 株を100株に分割しております。

④ 平成22年3月19日臨時株主総会決議及び平成22年3月19日取締役会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年11月30日)
新株予約権の数(個)	205	205
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	101	101
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,500(注)1	20,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,022(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年3月20日 至平成32年3月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,022 資本組入額 511	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡及び質入れ等の処分を行うことができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

- (注) 1. 平成22年3月19日臨時株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為（以下、「当社組織再編」という。）に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとします。

2. 決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後出資金額} = \frac{\text{調整前出資金額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に出資金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項については、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、①平成22年3月19日現在において当社議決権株式の45%以上を単独で保有する株主（以下、「単独主要株主」という。）並びに平成22年3月19日現在において当社議決権株式の過半数をグループ全体で保有する株主及びそのグループ会社（以下「グループ主要株主等」といい、単独主要株主とあわせて「主要株主等」という。）が、第三者に当該時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して譲渡する場合、②当社株式が金融商品取引所（日本国外における同種の組織を含む。）に上場された場合、又は③単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、当該譲渡時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合であって新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、平成23年3月19日、平成24年3月19日、平成25年3月19日、平成26年3月19日、及び平成27年3月19日に、新株予約権の20%ずつが権利行使可能となる（以下、権利行使可能となることを「ベストイング」という。）但し、新株予約権者が当社又は当社の完全子会社の取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれの地位も失った場合又は死亡した場合は、当該時点以降のベストイングは中止する。なお、ベストイングされる新株予約権の数については、新株予約権者に発行された新株予約権の数にベストイング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の株式についてはこれを切り捨てる。また5回目のベストイングにおいて、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベストイングされていない残りの当該新株予約権も全てベストイングされるものとする。
- (3) 前項に関わらず、(1)①乃至③（但し②については、同時に主要株主等の売却比率が67%を超えたとき）、又は④新株予約権者が当社を退社し、かつ、当社の取締役会がベストイングを認めた場合には、その時点において新株予約権者に発行された新株予約権のうちベストイングされていない残りの当該新株予約権は全てベストイングされるものとする。（ただし、④の場合を除いて、当該時点において前項但書によってベストイングが中止されていた場合を除く。）
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約等の地位を承継することを条件に、ベストイング済みの新株予約権に限りこれを相続することができる。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社において、懲戒解雇もしくは取締役、監査役、執行役又は顧問を解任された場合、出向関係が解消されることによって当社又は当社の完全子会社において業務に従事しなくなった場合、又は自己都合による退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。

- (2) 新株予約権者が会社都合による退職をした場合、定年（取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれでもなくなった時）となった場合、当社又は当社の完全子会社の就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、新株予約権者について破産、民事再生もしくはその他の倒産手続が開始された場合、又は死亡した場合は、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない部分を随時、無償にて取得することができる。
- (3) ①単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、自己が保有している当社の株式全てを一括して第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合、又は②主要株主等が保有している当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合、当該譲渡の実行日の翌日以後に、当該実行日に未行使の全ての新株予約権を、随時、無償にて取得することができる。
- (4) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (5) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「第4回新株予約権割当契約書」又はこれに関連する覚書に違反した場合は、当該新株予約権者に発行した全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付については、次のとおりであります。

- (1) 当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換もしくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を、新株予約権者に交付する。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

① 交付する新株予約権の数

当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。

株式の数については、新株予約権1個あたり1株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

③ 新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{組織再編後出資金額} = \frac{\text{組織再編前出資金額}}{\text{割当比率}}$$

④ 新株予約権行使期間

行使期間は、平成24年3月20日又は組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、平成32年3月19日までとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

上記3. に準じて決定するものとする。

⑥ 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件

新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件は上記4. 及び5. に準じて定める。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、再編後新会社の承認を要するものとする。

7. 平成22年6月30日付で、普通株式1株を100株に分割しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成29年4月1日～ 平成29年9月30日	—	99,258,900	—	13,537,905	—	13,537,905

(6) 【大株主の状況】

平成29年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
HOYA株式会社	東京都新宿区西新宿6丁目10番1号	46,227,200	46.57
Carlyle Japan International Partners II, L.P.	英国領ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、ウォーカーズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド	27,368,284	27.57
Carlyle Japan Partners II, L.P.	英国領ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、ウォーカーズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド	21,751,916	21.91
CJP Co-Investment II B, L.P.	英国領ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、ウォーカーズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド	1,547,300	1.56
Innolux Corporation	台湾350苗栗県科学工業園区竹南園区科学路160号	900,000	0.91
CJP Co-Investment II A, L.P.	英国領ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、ウォーカーズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド	584,300	0.59
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号	333,300	0.34
東レエンジニアリング株式会社	東京都中央区日本橋本石町三丁目3番16号	111,100	0.11
牧野純	東京都武蔵野市	60,000	0.06
星野和彦	三重県四日市市	60,000	0.06
計	—	98,943,400	99.68

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式99,258,900	992,589	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	99,258,900	—	—
総株主の議決権	—	992,589	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数	就任年月日
取締役	John Kolada	1965年3月5日	1996年 Blake, Cassels & Graydon 法律事務所 入所 パートナー兼オフィス代表パートナー 2015年 Vedanta Resources社 グループ戦略・特別プロジェクト議長室	※1	—	2017年12月22日
取締役	Shiv Nath	1966年6月18日	1988年 Godrej & Boyce Ltd. 入社 1989年 Cadbury India Ltd. 入社 1990年 Oil & Natural Gas Corporation 入社 1994年 Usha India Ltd. 入社 General Manager 就任 2001年 Sterlite Optical Technology Ltd. General Manager 就任 2002年 Moser Baer India Ltd. General Manager 就任 2014年 同社CEO 就任 2016年 Twin Star Display Technologies 社COO (現任)	※1	—	2017年12月22日
監査役	Saumil Shah	1973年4月29日	2008年 PWC India 税務担当パートナー 就任 2010年 KPMG India 税務担当パートナー 就任 2016年 Dhruva Advisors パートナー就任 (現任)	※2	—	2017年12月22日

※1 2017年12月22日開催の臨時株主総会の終結の時から2018年3月期定時株主総会の終結の時までであります。

※2 2017年12月22日開催の臨時株主総会の終結の時から2020年3月期定時株主総会の終結の時までであります。

(2) 退任役員

役名	氏名	退任年月日
取締役	山田 和広	2017年12月22日
取締役	川原 浩	2017年12月22日
監査役	井本 勝臣	2017年12月22日

(3) 異動後の役員の変動後の男女別人数及び女性の比率

男性6名 女性1名(役員のうち女性の比率1%)

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,438,535	3,158,790
売掛金	※2 3,339,849	※2 2,744,888
商品及び製品	※2 403,065	※2 617,290
仕掛品	※2 1,039,180	※2 984,690
原材料及び貯蔵品	1,781,418	1,749,498
その他	807,428	674,903
流動資産合計	12,809,475	9,930,059
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2 5,443,944	※2 5,206,808
機械装置及び運搬具（純額）	※2 31,858,107	※2 30,775,723
工具、器具及び備品（純額）	275,976	240,222
建設仮勘定	1,098,957	1,208,218
有形固定資産合計	※1 38,676,984	※1 37,430,971
無形固定資産		
のれん	16,645,694	—
その他	63,168	41,949
無形固定資産合計	16,708,862	41,949
投資その他の資産		
繰延税金資産	1,110,453	1,185,304
退職給付に係る資産	65,085	65,699
その他	247,392	236,370
投資その他の資産合計	1,422,930	1,487,373
固定資産合計	56,808,776	38,960,293
資産合計	69,618,251	48,890,352

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	68,174	65,872
短期借入金	※2 2,500,000	—
1年内返済予定の長期借入金	※2 36,579,670	※2 35,803,428
1年内返済予定の関係会社長期借入金	※2 8,165,603	※2 7,992,324
1年内償還予定の社債	15,815,070	15,480,630
未払費用	874,899	958,678
未払金	55,446	41,753
未払法人税等	1,107,583	405,238
前受金	542,000	542,000
賞与引当金	152,933	110,725
その他	123,191	107,934
流動負債合計	65,984,570	61,508,582
固定負債		
繰延税金負債	1,779,793	1,883,851
その他	390,727	398,967
固定負債合計	2,170,520	2,282,818
負債合計	68,155,090	63,791,400
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,537,905	13,537,905
資本剰余金	36,651,505	36,651,505
利益剰余金	△48,739,993	△65,097,330
株主資本合計	1,449,417	△14,907,920
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	13,744	6,872
その他の包括利益累計額合計	13,744	6,872
純資産合計	1,463,161	△14,901,048
負債純資産合計	69,618,251	48,890,352

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
売上高	9,832,150	8,173,367
売上原価	6,300,131	5,610,112
売上総利益	3,532,019	2,563,255
販売費及び一般管理費	※1 1,659,738	※1 1,439,534
営業利益	1,872,281	1,123,721
営業外収益		
受取利息	311	286
雑収入	※2 187,831	—
作業くず売却益	22,098	13,012
受取手数料	21,273	—
その他	1,472	2,255
営業外収益合計	232,985	15,554
営業外費用		
支払利息	278,245	248,261
関係会社支払利息	112,274	105,270
社債利息	442,003	434,467
為替差損	109,158	21,863
借入関連費用	302,500	227,500
支払手数料	※3 30,007	※3 98,808
その他	271,659	95,633
営業外費用合計	1,545,846	1,231,802
経常利益又は経常損失(△)	559,420	△92,527
特別利益		
固定資産売却益	—	※4 1,182
特別利益合計	—	1,182
特別損失		
固定資産除却損	※5 25,247	※5 57,815
減損損失	—	※6 15,916,688
特別損失合計	25,247	15,974,503
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	534,173	△16,065,848
法人税、住民税及び事業税	816,336	155,192
過年度法人税等	—	※7 101,138
法人税等調整額	119,373	35,159
法人税等合計	935,709	291,489
中間純損失(△)	△401,536	△16,357,337
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△401,536	△16,357,337

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
中間純損失(△)	△401,536	△16,357,337
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	2,058	△6,872
その他の包括利益合計	2,058	△6,872
中間包括利益	△399,478	△16,364,209
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△399,478	△16,364,209

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	13,537,905	36,651,505	△48,896,260	1,293,150	△4,115	△4,115	1,289,035
当中間期変動額							
親会社株主に帰属する中間純損失(△)			△401,536	△401,536			△401,536
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					2,058	2,058	2,058
当中間期変動額合計	—	—	△401,536	△401,536	2,058	2,058	△399,478
当中間期末残高	13,537,905	36,651,505	△49,297,796	891,614	△2,057	△2,057	889,557

当中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	13,537,905	36,651,505	△48,739,993	1,449,417	13,744	13,744	1,463,161
当中間期変動額							
親会社株主に帰属する中間純損失(△)			△16,357,337	△16,357,337			△16,357,337
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					△6,872	△6,872	△6,872
当中間期変動額合計	—	—	△16,357,337	△16,357,337	△6,872	△6,872	△16,364,209
当中間期末残高	13,537,905	36,651,505	△65,097,330	△14,907,920	6,872	6,872	△14,901,048

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	534,173	△16,065,848
減価償却費	1,492,395	1,445,177
のれん償却額	729,006	729,006
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△52,596	—
賞与引当金の増減額(△は減少)	135,679	△42,208
受取利息及び受取配当金	△311	△286
支払利息	278,245	248,261
関係会社支払利息	112,274	105,270
社債利息	442,003	434,467
借入関連費用	302,500	227,500
固定資産売却損益(△は益)	—	△1,182
固定資産除却損	25,247	57,815
支払手数料	30,007	98,808
減損損失	—	15,916,688
売上債権の増減額(△は増加)	△512,276	594,961
たな卸資産の増減額(△は増加)	384,145	△127,815
仕入債務の増減額(△は減少)	△21,819	△2,302
未払費用の増減額(△は減少)	△349,130	85,704
その他	383,467	109,266
小計	3,913,009	3,813,283
利息及び配当金の受取額	311	286
利息の支払額	△586,832	△351,055
社債利息の支払額	△651,500	△438,868
借入関連費用の支払額	△75,000	—
支払手数料の支払額	△33,580	△61,861
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△207,456	△993,641
災害損失の支払額	△82,568	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,276,384	1,968,144
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,641,948	△464,953
有形固定資産の売却による収入	—	1,179
無形固定資産の取得による支出	△5,029	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,646,977	△463,775
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	—	△2,500,000
長期借入金の返済による支出	—	△949,522
社債の償還による支出	—	△334,440
リース債務の返済による支出	△767	△152
財務活動によるキャッシュ・フロー	△767	△3,784,114
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	628,640	△2,279,745
現金及び現金同等物の期首残高	3,412,811	5,438,535
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 4,041,451	※1 3,158,790

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当中間連結会計期間末において、当社グループの業績は連結売上高8,173,367千円、連結営業利益1,123,721千円、連結経常損失△92,527千円、親会社株主に帰属する当期純損失△16,357,337千円となり中間連結貸借対照表の純資産の部の金額は△14,901,048千円の債務超過となっております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表における「1年内返済予定の長期借入金」、「1年内返済予定の関係会社長期借入金」、「1年内償還予定の社債」の合計金額は59,276,382千円となっており、手元流動性及び営業キャッシュ・フローに比して高水準にあります。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、このような状況を解消するため、以下の対応策への取り組みを計画及び実施しております。

1. AvanStrate株式会社のリストラクチャリングの実施

過年度に日本拠点における四日市工場の閉鎖に伴う生産活動の中止及び人員削減を柱としたリストラクチャリングを実施し、当期においても引き続きコスト削減及び営業損益の改善に取り組んでまいりました。

2. AvanStrate Korea Inc. のリストラクチャリングの実施

過年度にグループレベルでの生産活動の最適化に向けて、AvanStrate Korea Inc. でのリストラクチャリングを実施し、当期においても引き続きコスト削減及び営業損益の改善に取り組んでまいりました。

3. 受注及び売上高の確保

受注状況が好調な市場にグループの生産能力を重点的に配分するとともに、品質の向上及び新製品の開発により、新規顧客からの継続的な受注の確保に取り組んでおります。

4. 財務体質の改善

製造体制の集中化に伴う関連設備の売却による財務体質の改善に取り組んでまいりました。

5. 資金繰りの安定化

注記事項（重要な後発事象）に記載の通り、事業再生ADR 手続が成立しました。

そして、HOYA株式会社からの借入金について、平成29年12月22日に返済条件の変更を含む変更契約を締結しました。

また、AvanStrate株式会社第1回無担保社債及び第2回無担保社債については、平成29年9月29日の社債権者集会において、償還条件の変更を含む社債要領の一部変更が承認され、それぞれ平成29年10月5日付で東京地方裁判所の許可を得ました。

上述の対応に加えて、取引金融機関等に対しては適時に当社グループの経営成績及び財政状態を報告し、理解を得ることによって良好な関係を築き、資金調達や資金繰りの一層の安定化に努めております。

また、上記の借入金の返済条件の変更、及び社債の償還条件の変更により、資金繰りの安定化についての不確実性の程度は低減しております。

しかしながら、これらの施策を講じて、債務超過を解消し高水準な借入金を返済するためには業績及び資金面で改善を図る必要があります。そのための事業計画を達成する上で重要な要素となる売上高の確保は外部要因に大きく依存しており、将来の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があります。よって、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しておりません。

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

AvanStrate Taiwan Inc.

AvanStrate Korea Inc.

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

全ての連結子会社の中間期の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

当社は、貯蔵品については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

連結子会社は商品及び製品、仕掛品、原材料は移動平均法による低価法、貯蔵品については個別法による低価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、建物（付属設備を除く）は定額法によっております。

連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～7年

工具、器具及び備品 2～10年

ロ 無形固定資産

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社の一部について従業員の退職給付に備えるため、当中間連結会計期間における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により発生翌連結会計年度より費用処理しております。

なお、当社及び一部の連結子会社は、確定給付型年金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(8) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
減価償却累計額	41,339,560千円	41,481,584千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
売掛金	1,891,259千円	－千円
商品及び製品	403,065	617,290
仕掛品	1,039,180	984,690
建物及び構築物	5,007,439	4,827,945
機械装置及び運搬具	31,381,724	30,194,232
関係会社貸付金	11,100,000	12,100,000
関係会社株式	34,420,853	34,420,853
計	85,243,520	83,145,010

(注) 関係会社貸付金及び関係会社株式は連結上相殺消去されるため、中間連結財務諸表及び連結財務諸表上は計上されておられません。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
短期借入金	2,500,000千円	－千円
1年内返済予定の長期借入金	36,579,670	35,803,428
1年内返済予定の関係会社長期借入金	8,165,603	7,992,324
計	47,245,273	43,495,752

3 財務制限条項

当社は、平成22年12月24日付で締結した株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとする「金銭消費貸借契約」(以下、「コーポレート・シンジケート・ローン契約」)(なお、平成26年6月20日付及び平成27年10月27日付で締結した変更契約含む。)及び当社が平成26年6月20日付でHOYA株式会社と締結した「金銭消費貸借契約」(以下、「HOYAローン契約」)(なお、平成27年10月27日付で締結した変更契約含む。)に関して、原則として連結財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを誓約しております。

1. 平成27年9月期、平成28年3月期、平成28年9月期、平成29年3月期及び平成29年9月期における連結ベースの純資産の部の金額を、平成27年3月期における純資産の部の金額の80%の金額以上に維持すること。
2. 平成27年3月期、平成28年3月期及び平成29年3月期における連結損益計算書における経常利益及び当期純利益を計上すること。
3. 平成26年9月期、平成27年3月期、平成27年9月期、平成28年3月期、平成28年9月期、平成29年3月期及び平成29年9月期におけるフリーキャッシュ・フローを、事業計画上の数値の80%以上に維持すること。

財務制限条項に平成29年3月期決算で抵触しており、また、平成29年9月期決算においても抵触することになりました。しかしながら、(重要な後発事象)に記載のとおり、平成29年8月18日に特定認証紛争解決手続(以下、「事業再生ADR手続という。))を開始したことで、財務制限条項抵触に関して、期限の利益喪失の請求権は停止し、事業再生ADR手続の成立に伴う平成29年12月22日付の借入条件の変更により、コーポレート・シンジケート・ローン契約の財務制限条項は解消されました。さらに、HOYAローン契約に関しましては平成29年12月22日付で変更契約を締結し、平成31年3月31日までの間、財務制限条項は免除となりました。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
給与	158,026千円	98,883千円
賞与引当金繰入額	19,797	11,108
退職給付費用	16,217	1,029
賃借料	39,120	29,454
のれん償却額	729,006	729,006
研究開発費	213,435	217,798

※2 雑収入

平成27年8月に台湾で発生した台風被害及び、平成28年2月に台湾で発生した地震被害に起因する現状回復に係る未払費用の戻入額であります。

※3 支払手数料には、取引金融機関等との間に設定された金銭消費貸借契約等の変更に関する手数料等が含まれています

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
機械装置及び運搬具	－千円	1,182千円
計	－	1,182

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
機械装置及び運搬具	25,247千円	57,815千円
計	25,247	57,815

※6 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

用途	種類	減損損失 (千円)
液晶ディスプレイ・パネル用 ガラス基板の製造販売事業	のれん	15,916,688
計		15,916,688

当社グループは、減損を把握するにあたり、原則として継続的に収支の把握を行っている管理区分に基づき、資産のグループ化を行っております。

当社グループにおける経営環境の変化により将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって回収可能性が認められなくなったものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は将来キャッシュ・フローに基づく使用価値(割引率8.7%)により測定しています。

※7 過年度法人税等

主に、連結子会社のAvanStrate Taiwan Inc.における税務調査に伴う納税見込額を計上しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成28年4月1日至平成28年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	99,258,900	—	—	99,258,900
合計	99,258,900	—	—	99,258,900

(注) 当連結会計年度期首において自己株式はなく、当中間連結会計期間における異動がありませんので、自己株式の種類及び株式数については記載していません。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	99,258,900	—	—	99,258,900
合計	99,258,900	—	—	99,258,900

(注) 当連結会計年度期首において自己株式はなく、当中間連結会計期間における異動がありませんので、自己株式の種類及び株式数については記載していません。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
現金及び預金勘定	4,041,451千円	3,158,790千円
現金及び現金同等物	4,041,451	3,158,790

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	5,438,535	5,438,535	—
(2) 売掛金	3,339,849	3,339,849	—
資産計	8,778,384	8,778,384	—
(1) 買掛金	68,174	68,174	—
(2) 短期借入金	2,500,000	2,500,000	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	36,579,670	33,281,460	△3,298,210
(4) 1年内返済予定の関係会社長期借入金	8,165,603	7,499,488	△666,115
(5) 1年内償還予定の社債	15,815,070	4,436,085	△11,378,985
負債計	63,128,517	47,785,207	△15,343,310

当中間連結会計期間（平成29年9月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	3,158,790	3,158,790	—
(2) 売掛金	2,744,888	2,744,888	—
資産計	5,903,678	5,903,678	—
(1) 買掛金	65,872	65,872	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	35,803,428	34,314,089	△1,489,338
(3) 1年内返済予定の関係会社長期借入金	7,992,324	7,903,097	△89,227
(4) 1年内償還予定の社債	15,480,630	1,186,864	△14,293,766
負債計	59,342,254	43,404,050	△15,938,204

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金並びに (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(3) 1年内返済予定の関係会社長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 1年内償還予定の社債

これらの時価は、市場価格に基づき算定しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社は、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

当社は、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

当社は、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

当社は、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品の区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	台湾	韓国	中国	合計
－	8,877,440	143,402	811,309	9,832,150

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または、地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	台湾	韓国	合計
4,031,614	27,807,785	8,103,783	39,943,182

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	地域
Innolux Corporation	8,411,472	台湾

II 当中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品の区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	台湾	韓国	中国	合計
－	8,173,367	－	－	8,173,367

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または、地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	台湾	韓国	合計
3,823,616	25,699,142	7,908,213	37,430,971

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	地域
Innolux Corporation	7,367,719	台湾

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

当社は、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

当社は、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

当社は、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり中間純損失金額(△)	△4.05円	△164.79円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失金額(△) (千円)	△401,536	△16,357,337
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失金額(△)(千円)	△401,536	△16,357,337
普通株式の期中平均株式数(株)	99,258,900	99,258,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回 新株予約権 17,699個 第2回 新株予約権 642個 第3回 新株予約権 480個 第4回 新株予約権 205個 なお、新株予約権の概要は、 第4 提出会社の状況 1株式 等の状況(2)「新株予約権等の 状況」に記載のとおりであります。	第1回 新株予約権 17,699個 第2回 新株予約権 642個 第3回 新株予約権 480個 第4回 新株予約権 205個 なお、新株予約権の概要は、 第4 提出会社の状況 1株式 等の状況(2)「新株予約権等の 状況」に記載のとおりであります。

※潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しておりますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
1株当たり純資産額	14.74円	△150.12円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	1,463,161	△14,901,048
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (千円)	1,463,161	△14,901,048
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数(株)	99,258,900	99,258,900

(重要な後発事象)

1. 「事業再生ADR手続」による「事業再生計画」に対する同意

連結財務諸表提出会社である当社は、当社グループの事業の抜本的な再生を図るべく、Cairn India Holdings Limitedをスポンサーとする事業再生計画を策定し、特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生ADR手続」という。）の枠組みを通じて、平成29年10月31日に返済・償還期限が到来する株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン、NEXI保険付ローンの全対象債権者の皆様と協議を進めてまいりました。

その結果、事業再生ADR手続における平成29年12月19日開催の第3回債権者会議において、上記借入金のCairn India Holdings Limitedへの譲渡、及び借入条件の変更を含む事業再生計画について、全対象債権者の皆様の同意をいただき、事業再生ADR手続が成立しました。

これにより、事業再生計画に基づき、平成29年12月22日付で上記借入金の内、33,903,729千円は、Cairn India Holdings Limitedに譲渡された上で返済条件の緩和を伴う借入条件に変更され、1,899,699千円は、返済及び利率の条件の緩和を伴う借入条件に変更されました。また、これらの変更により、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローンの財務制限条項は解消されました。

変更後の借入条件は次の通りであります。

(1) 変更後の借入条件

1. 借入先の名称 Cairn India Holdings Limited
2. 借入人 AvanStrate株式会社
3. 利率
ー トランシェB TIBOR+1.85%
ー トランシェC TIBOR+1.0%
4. 利息の支払日 毎年4月30日及び10月31日
ただし、平成30年4月30日は利息の支払いは行われない
5. 返済方法及び期日
ー 平成33年4月30日から平成37年10月31日まで
毎年 4月30日及び10月31日に金1,932,163千円
ー 平成38年4月30日 金536,712千円
ー 平成38年10月31日 金536,712千円
ー 平成39年4月30日 金536,712千円
ー 満期(平成39年10月31日)
6. 担保
ー AvanStrate株式会社保有のAvanStrate Taiwan Inc. 株式及びAvanStrate Korea Inc. 株式に第一順位の質権
ー AvanStrate株式会社保有の機械装置に含まれる地金に第一順位の質権
ー AvanStrate Taiwan Inc. 保有の機械装置に含まれる地金の一部に第二順位の質権

(2) 変更後の借入条件

1. 借入先の名称 Cairn India Holdings Limited
2. 借入人 AvanStrate Korea Inc.
3. 利率 TIBOR+0.5%
4. 利息の支払日 毎年4月30日及び10月31日
ただし、平成30年4月30日は利息の支払いは行われない
5. 返済方法及び期日
ー 平成33年4月30日から平成37年10月31日まで
毎年 4月30日及び10月31日に金1,119,173千円
ー 平成38年4月30日 金310,881千円
ー 平成38年10月31日 金310,881千円
ー 平成39年4月30日 金310,881千円
ー 満期(平成39年10月31日)
6. 担保
ー AvanStrate株式会社保有のAvanStrate Taiwan Inc. 株式及びAvanStrate Korea Inc. 株式に第一順位の質権
ー AvanStrate株式会社保有の機械装置に含まれる地金に第一順位の質権
ー AvanStrate Taiwan Inc. 保有の機械装置に含まれる地金の一部に第二順位の質権

(3)変更後の借入条件

1. 借入先の名称 株式会社百五銀行
2. 借入人 AvanStrate株式会社
3. 利率
 - －平成29年11月1日以降 平成30年10月31日までは無利息
 - －平成30年11月1日以降 平成31年10月31日までは年0.05%
 - －平成31年11月1日以降 平成32年10月31日までは年0.1%
 - －平成32年11月1日以降 平成33年10月31日までは年0.15%
 - －平成33年11月1日以降 平成34年10月31日までは年0.2%
 - －平成34年11月1日以降 平成35年10月31日までは年0.25%
 - －平成35年11月1日以降 平成36年10月31日までは年0.3%
 - －平成36年11月1日以降 平成37年10月31日までは年0.35%
 - －平成37年11月1日以降 平成38年10月31日までは年0.4%
 - －平成38年11月1日以降 平成39年10月31日までは年0.45%
 - －平成39年11月1日以降 平成44年10月29日までは年0.5%
4. 利息の支払日 毎年4月30日及び10月31日
ただし、平成30年4月30日は利息の支払いは行われない
5. 返済方法及び期日
 - －平成35年10月31日 金94,985千円
 - －平成36年10月31日 金113,982千円
 - －平成37年10月31日 金113,982千円
 - －平成38年10月31日 金132,979千円
 - －平成39年10月31日 金151,976千円
 - －平成40年10月31日 金170,973千円
 - －平成41年10月31日 金170,973千円
 - －平成42年10月31日 金189,970千円
 - －平成43年10月31日 金189,970千円
 - －満期（平成44年10月29日）
6. 担保
 - －AvanStrate株式会社保有の預金322,949千円に第一順位の質権

2. 社債の買入消却

平成29年12月19日付の取締役会書面決議において、AvanStrate株式会社第1回無担保社債及び第2回無担保社債の一部買入消却を実施することを決議し、これに基づき、AvanStrate株式会社第1回無担保社債及び第2回無担保社債の一部を買入消却することを目的として、平成29年12月28日までに下記の社債を取得しました。

取得した社債については、平成29年12月28日に消却しております。

1. 買入消却する社債の銘柄
AvanStrate株式会社第1回無担保社債及び第2回無担保社債
2. 買入消却実施日
平成29年12月28日
3. 社債買入金額（平成29年12月28日現在）
8,690,220千円
4. 買入価格
 - 第1回無担保社債
各本社債の金額100,000千円（元本残高56,430千円）につき5,290,838円（元本残高の約9.38%）
 - 第2回無担保社債
各本社債の金額100,000千円（元本残高94,050千円）につき8,818,062円（元本残高の約9.38%）
5. 買入のための資金の調達方法
Cairn India Holdings Limitedからの新規借入
6. 業績に与える影響
上記の条件で取得した社債を平成29年12月28日に消却することにより、特別利益として7,875,431千円の社債消却益が発生する予定です。

3. 多額な資金の借入

当社は、平成29年12月22日付でCairn India Holdings Limitedと金銭消費貸借契約を締結致しました。

1. 資金の用途

事業再生計画に基づく社債の買入資金

2. 借入先の名称

Cairn India Holdings Limited

3. 借入金額

814,789千円

4. 借入条件

①借入金利： TIBOR+2.5%

②利息の支払日：毎年4月30日及び10月31日

③返済方法：

－平成33年4月30日から平成37年10月31日まで

毎年4月30日及び10月31日に金73,331千円

－平成38年4月30日 金20,370千円

－平成38年10月31日 金20,370千円

－平成39年4月30日 金20,370千円

－満期(平成39年10月31日)

5. 借入の実施時期、返済期限

①実施時期：平成29年12月28日

②返済期限：平成39年10月31日

4. 借入条件の変更及び社債要項の変更

(1) 目的

当社は資金繰りの安定化を図るため、当社が平成26年6月20日付でHOYA株式会社と締結した「金銭消費貸借契約」(以下、「HOYAローン契約」)に関して、平成29年10月31日付、及び平成29年11月30日付で満期日等の変更を要請し承諾され、また、平成29年12月22日付で変更契約を締結致しました。

また、当社が平成22年11月5日付で発行したAvanstrate株式会社第1回無担保社債(以下、「社債(第1回)」)及び平成22年11月5日付で発行したAvanstrate株式会社第2回無担保社債(以下、「社債(第2回)」)に関して平成29年9月29日開催の社債権者集会において決議された社債要項の一部変更について、平成29年10月5日付で東京地方裁判所の認可が決定されました。

(2) 借入先の名称及び社債の種類

1. HOYA株式会社とのHOYAローン契約

2. 社債(第1回)

3. 社債(第2回)

(3) 変更の内容

1. HOYAローン契約による借入額の7,992,324千円について、下記の通り借入条件を変更致しました。

	借入条件変更前	借入条件変更後
満期日	平成29年10月31日	平成35年12月27日
元本の返済額及び返済方法	－満期(平成29年10月31日)	－平成33年4月30日から平成35年4月30日まで 毎年4月30日及び10月31日に金1,332,054千円 －満期(平成35年12月27日)
利息	TIBOR + 2.5%	TIBOR+2.5% 及び繰延利息として2.5%
利息の支払日	平成26年12月26日、平成27年6月26日、平成27年10月30日、平成28年7月29日、平成29年1月31日、平成29年7月31日及び満期日	毎年4月30日及び10月31日 ただし、平成30年4月30日は利息の支払いは行われない
財務制限条項	原則として連結財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを誓約しております。	平成31年3月31日までの間、財務制限条項は免除とし、平成31年9月中間期以降に原則として連結財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを誓約しております。
	(1) 平成27年9月期、平成28年3月期、平成28年9月期、平成29年3月期及び平成29年9月期における連結ベースの純資産の部の金額を、平成27年3月期における純資産の部の金額の80%の金額以上に維持すること。	各中間期および決算期の末日における連結ベースの貸借対照表における純資産の部の金額に平成29年9月期において発生したのれんの減損損失に相当する15,916,688千円を加算した金額を、7,800,000千円以上に維持すること。
	(2) 平成27年3月期、平成28年3月期及び平成29年3月期における連結損益計算書における経常利益及び当期純利益を計上すること。	各事業年度における連結損益計算書における経常利益及び当期純利益を計上すること。
	(3) 平成26年9月期、平成27年3月期、平成27年9月期、平成28年3月期、平成28年9月期、平成29年3月期及び平成29年9月期におけるフリーキャッシュ・フローを、事業計画上の数値の80%以上に維持すること。	各中間期および各決算期に係る連結フリーキャッシュ・フローを、0円を超える金額に維持すること。

2. 社債（第1回）8,520,930千円について、下記の通り社債要綱を変更致しました。

	社債要綱変更前	社債要綱変更後
償還の方法及び期限	－最終償還期日 （平成29年10月31日）	－第6回償還期日（平成35年10月31日）各本社債につき金2,820千円 －第7回償還期日（平成36年10月31日）各本社債につき金3,380千円 －第8回償還期日（平成37年10月31日）各本社債につき金3,380千円 －第9回償還期日（平成38年10月31日）各本社債につき金3,950千円 －第10回償還期日（平成39年10月31日）各本社債につき金4,510千円 －第11回償還期日（平成40年10月31日）各本社債につき金5,070千円 －第12回償還期日（平成41年10月31日）各本社債につき金5,070千円 －第13回償還期日（平成42年10月31日）各本社債につき金5,640千円 －第14回償還期日（平成43年10月31日）各本社債につき金5,640千円 －最終償還期日（平成44年10月29日）
利息	－平成27年11月6日以降 平成29年10月31日まで 年5.55%	－平成27年11月6日以降 平成29年10月31日まで年5.55% －平成29年11月1日以降 平成30年10月31日までは無利息 －平成30年11月1日以降 平成31年10月31日までは年0.05% －平成31年11月1日以降 平成32年10月31日までは年0.1% －平成32年11月1日以降 平成33年10月31日までは年0.15% －平成33年11月1日以降 平成34年10月31日までは年0.2% －平成34年11月1日以降 平成35年10月31日までは年0.25% －平成35年11月1日以降 平成36年10月31日までは年0.3% －平成36年11月1日以降 平成37年10月31日までは年0.35% －平成37年11月1日以降 平成38年10月31日までは年0.4% －平成38年11月1日以降 平成39年10月31日までは年0.45% －平成39年11月1日以降 平成44年10月29日までは年0.5%
利息の支払日	－平成27年11月5日まで 毎年5月5日及び11月5日 －平成27年11月6日以降 上記各社債償還期日	－平成27年11月5日まで 毎年5月5日及び11月5日 －平成27年11月6日以降平成29年10月31日まで 上記各社債償還期日 －平成29年11月1日以降 毎年4月30日及び10月31日 ただし、平成30年4月30日および平成30年10月31日は利息の支払いは行われない

3. 社債（第2回）6,959,700千円について、下記の通り社債要綱を変更致しました。

	社債要綱変更前	社債要綱変更後
償還の方法及び期限	－最終償還期日 （平成29年10月31日）	－第6回償還期日（平成35年10月31日）各本社債につき金4,700千円 －第7回償還期日（平成36年10月31日）各本社債につき金5,640千円 －第8回償還期日（平成37年10月31日）各本社債につき金5,640千円 －第9回償還期日（平成38年10月31日）各本社債につき金6,580千円 －第10回償還期日（平成39年10月31日）各本社債につき金7,520千円 －第11回償還期日（平成40年10月31日）各本社債につき金8,460千円 －第12回償還期日（平成41年10月31日）各本社債につき金8,460千円 －第13回償還期日（平成42年10月31日）各本社債につき金9,400千円 －第14回償還期日（平成43年10月31日）各本社債につき金9,400千円 －最終償還期日（平成44年10月29日）
利息	－払込期日から 平成27年11月5日まで 年3.02% －平成27年11月6日以降 平成29年10月31日まで 年5.55%	－平成27年11月6日以降 平成29年10月31日まで年5.55% －平成29年11月1日以降 平成30年10月31日までは無利息 －平成30年11月1日以降 平成31年10月31日までは年0.05% －平成31年11月1日以降 平成32年10月31日までは年0.1% －平成32年11月1日以降 平成33年10月31日までは年0.15% －平成33年11月1日以降 平成34年10月31日までは年0.2% －平成34年11月1日以降 平成35年10月31日までは年0.25% －平成35年11月1日以降 平成36年10月31日までは年0.3% －平成36年11月1日以降 平成37年10月31日までは年0.35% －平成37年11月1日以降 平成38年10月31日までは年0.4% －平成38年11月1日以降 平成39年10月31日までは年0.45% －平成39年11月1日以降 平成44年10月29日までは年0.5%
利息の支払日	－平成27年11月5日まで 毎年5月5日及び11月5日 －平成27年11月6日以降 上記各社債償還期日	－平成27年11月5日まで 毎年5月5日及び11月5日 －平成27年11月6日以降平成29年10月31日まで 上記各社債償還期日 －平成29年11月1日以降 毎年4月30日及び10月31日 ただし、平成30年4月30日および平成30年10月31日は利息の支払いは行われない

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	791,473	531,331
貯蔵品	288,973	288,973
関係会社未収入金	12,111,492	12,167,959
関係会社短期貸付金	※1 7,800,000	※1 8,800,000
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	※1 3,300,000	※1 3,300,000
その他	※3 439,568	※3 159,161
関係会社貸倒引当金	△16,534,442	△17,653,297
流動資産合計	8,197,064	7,594,126
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置（純額）	※1 3,823,369	※1 3,823,369
工具、器具及び備品（純額）	—	247
有形固定資産合計	3,823,369	3,823,616
無形固定資産		
のれん	16,645,694	—
ソフトウェア	48,680	31,184
その他	951	912
無形固定資産合計	16,695,325	32,096
投資その他の資産		
関係会社株式	※1 34,420,853	※1 34,420,853
その他	1,249	1,089
投資その他の資産合計	34,422,101	34,421,942
固定資産合計	54,940,795	38,277,654
資産合計	63,137,859	45,871,781

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金	28,000,000	29,600,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 23,859,536	※1 23,368,175
1年内返済予定の関係会社長期借入金	※1 8,165,603	※1 7,992,324
1年内償還予定の社債	15,815,070	15,480,630
未払費用	402,871	439,604
未払法人税等	64,595	64,330
賞与引当金	6,264	2,149
その他	8,281	12,997
流動負債合計	76,322,221	76,960,209
固定負債		
関係会社債務保証損失引当金	7,062,896	6,176,156
繰延税金負債	949,844	949,844
その他	18,004	18,179
固定負債合計	8,030,744	7,144,179
負債合計	84,352,965	84,104,388
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,537,905	13,537,905
資本剰余金		
資本準備金	13,537,905	13,537,905
その他資本剰余金	23,113,600	23,113,600
資本剰余金合計	36,651,505	36,651,505
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△71,404,516	△88,422,017
利益剰余金合計	△71,404,516	△88,422,017
株主資本合計	△21,215,106	△38,232,607
純資産合計	△21,215,106	△38,232,607
負債純資産合計	63,137,859	45,871,781

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
売上高	—	—
売上原価	—	—
売上総利益	—	—
販売費及び一般管理費	1,013,125	946,738
営業損失(△)	△1,013,125	△946,738
営業外収益		
関係会社受取利息	115,144	121,837
関係会社受取ロイヤリティー	1,283,519	1,179,915
関係会社債務保証損失引当金戻入額	—	886,740
その他	25,861	12,457
営業外収益合計	1,424,524	2,200,949
営業外費用		
支払利息	208,851	190,056
関係会社支払利息	280,389	268,482
社債利息	442,003	434,468
借入関連費用	227,500	227,500
支払手数料	※2 30,007	※2 98,807
関係会社貸倒引当金繰入額	※3 589,616	※3 1,118,855
関係会社債務保証損失引当金繰入額	※4 57,097	—
その他	93,252	14,913
営業外費用合計	1,928,714	2,353,081
経常損失(△)	△1,517,315	△1,098,869
特別利益		
関係会社清算益	※5 96,676	—
特別利益合計	96,676	—
特別損失		
減損損失	—	※6 15,916,688
特別損失合計	—	15,916,688
税引前中間純損失(△)	△1,420,640	△17,015,558
法人税、住民税及び事業税	1,032	1,943
法人税等合計	1,032	1,943
中間純損失(△)	△1,421,671	△17,017,501

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	13,537,905	13,537,905	23,113,600	36,651,505	△68,888,491	△68,888,491	△18,699,081	△18,699,081
当中間期変動額								
中間純損失（△）					△1,421,671	△1,421,671	△1,421,671	△1,421,671
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△1,421,671	△1,421,671	△1,421,671	△1,421,671
当中間期末残高	13,537,905	13,537,905	23,113,600	36,651,505	△70,310,163	△70,310,163	△20,120,753	△20,120,753

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	13,537,905	13,537,905	23,113,600	36,651,505	△71,404,516	△71,404,516	△21,215,106	△21,215,106
当中間期変動額								
中間純損失（△）					△17,017,501	△17,017,501	△17,017,501	△17,017,501
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△17,017,501	△17,017,501	△17,017,501	△17,017,501
当中間期末残高	13,537,905	13,537,905	23,113,600	36,651,505	△88,422,017	△88,422,017	△38,232,607	△38,232,607

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当中間連結会計期間末において、当社グループの業績は連結売上高8,173,367千円、連結営業利益1,123,721千円、連結経常損失△92,527千円、親会社株主に帰属する当期純損失△16,357,337千円となり中間連結貸借対照表の純資産の部の金額は△14,901,048千円の債務超過となっております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表における「1年内返済予定の長期借入金」、「1年内返済予定の関係会社長期借入金」、「1年内償還予定の社債」の合計金額は59,276,382千円となっており、手元流動性及び営業キャッシュ・フローに比して高水準にあります。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、このような状況を解消するため、以下の対応策への取り組みを計画及び実施しております。

1. AvanStrate株式会社のリストラクチャリングの実施

過年度に日本拠点における四日市工場の閉鎖に伴う生産活動の中止及び人員削減を柱としたリストラクチャリングを実施し、当期においても引き続きコスト削減及び営業損益の改善に取り組んでまいりました。

2. AvanStrate Korea Inc. のリストラクチャリングの実施

過年度にグループレベルでの生産活動の最適化に向けて、AvanStrate Korea Inc. でのリストラクチャリングを実施し、当期においても引き続きコスト削減及び営業損益の改善に取り組んでまいりました。

3. 受注及び売上高の確保

受注状況が好調な市場にグループの生産能力を重点的に配分するとともに、品質の向上及び新製品の開発により、新規顧客からの継続的な受注の確保に取り組んでおります。

4. 財務体質の改善

製造体制の集中化に伴う関連設備の売却による財務体質の改善に取り組んでまいりました。

5. 資金繰りの安定化

注記事項（重要な後発事象）に記載の通り、事業再生ADR 手続が成立しました。

そして、HOYA株式会社からの借入金について、平成29年12月22日に返済条件の変更を含む変更契約を締結しました。

また、AvanStrate株式会社第1回無担保社債及び第2回無担保社債については、平成29年9月29日の社債権者集会において、償還条件の変更を含む社債要領の一部変更が承認され、それぞれ平成29年10月5日付で東京地方裁判所の許可を得ました。

上述の対応に加えて、取引金融機関等に対しては適時に当社グループの経営成績及び財政状態を報告し、理解を得ることによって良好な関係を築き、資金調達や資金繰りの一層の安定化に努めております。

また、上記の借入金の返済条件の変更、及び社債の償還条件の変更により、資金繰りの安定化についての不確実性の程度は低減しております。

しかしながら、これらの施策を講じて、債務超過を解消し高水準な借入金を返済するためには業績及び資金面で改善を図る必要があります。そのための事業計画を達成する上で重要な要素となる売上高の確保は外部要因に大きく依存しており、将来の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があります。よって、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品

10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 関係会社貸倒引当金

関係会社の債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 関係会社債務保証損失引当金

関係会社の債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、当中間会計期間末における損失見込額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) のれんの償却

のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(中間損益計算書)

前中間会計期間において、「営業外収益」に区分掲記しておりました「受取利息」は、金額的重要性が乏しくなったため、当中間会計期間より「その他」に含めて表示する方法に変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。この結果、前中間会計期間の中間損益計算書において、「受取利息」に表示しておりました3千円は、「営業外収益」の「その他」に組替えております。

前中間会計期間において、「特別損失」の区分において表示しておりました「関係会社貸倒引当金繰入額」及び「関係会社債務保証損失引当金繰入額」は、毎期経常的に発生していることから当中間会計期間より「営業外費用」の区分において表示する方法に変更いたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。この結果、前中間会計期間の経常損失が646,713千円増加しております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
機械及び装置	3,823,369千円	3,823,369千円
関係会社貸付金	11,100,000	12,100,000
関係会社株式	34,420,853	34,420,853
計	49,344,222	50,344,222

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
1年内返済予定の長期借入金	23,859,536	23,368,175
1年内返済予定の関係会社長期借入金	8,165,603	7,992,324
計	32,025,140	31,360,499

2 保証債務

次の関係会社について、債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
AvanStrate Korea Inc.		
借入債務	12,720,134千円	12,435,253千円

※3 未収消費税等は流動資産の「その他」に含めております。

4 財務制限条項

当社は、平成22年12月24日付で締結した株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとする「金銭消費貸借契約」(以下、「コーポレート・シンジケート・ローン契約」)(なお、平成26年6月20日付及び平成27年10月27日付で締結した変更契約含む。)及び当社が平成26年6月20日付でHOYA株式会社と締結した「金銭消費貸借契約」(以下、「HOYAローン契約」)(なお、平成27年10月27日付で締結した変更契約含む。)に関して、原則として連結財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを誓約しております。

1. 平成27年9月期、平成28年3月期、平成28年9月期、平成29年3月期及び平成29年9月期における連結ベースの純資産の部の金額を、平成27年3月期における純資産の部の金額の80%の金額以上に維持すること。
2. 平成27年3月期、平成28年3月期及び平成29年3月期における連結損益計算書における経常利益及び当期純利益を計上すること。
3. 平成26年9月期、平成27年3月期、平成27年9月期、平成28年3月期、平成28年9月期、平成29年3月期及び平成29年9月期におけるフリーキャッシュ・フローを、事業計画上の数値の80%以上に維持すること。

財務制限条項に平成29年3月期決算で抵触しており、また、平成29年9月期決算においても抵触することになりました。しかしながら、(重要な後発事象)に記載のとおり、平成29年8月18日に特定認証紛争解決手続(以下、「事業再生ADR手続という。」)を開始したことで、財務制限条項抵触に関して、期限の利益喪失の請求権は停止し、事業再生ADR手続の成立に伴う平成29年12月22日付の借入条件の変更により、コーポレート・シンジケート・ローン契約の財務制限条項は解消されました。さらに、HOYAローン契約に関しましては平成29年12月22日付で変更契約を締結し、平成31年3月31日までの間、財務制限条項は免除となりました。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
有形固定資産	4,828千円	28千円
無形固定資産	739,253	746,541

※2 支払手数料には、取引金融機関等との間に設定された金銭消費貸借契約等の変更に関する手数料等が含まれています。

※3 関係会社貸倒引当金繰入額

当社の連結子会社であるAvanStrate Korea Inc.は債務超過であり、当該子会社に対する債権について回収可能性を検討した結果、関係会社貸倒引当金繰入額を計上しております。

※4 関係会社債務保証損失引当金繰入額

当社の連結子会社であるAvanStrate Korea Inc.への債務保証に係る損失に備えるため、関係会社債務保証損失引当金繰入額を計上しております。

※5 関係会社清算益

関係会社清算益はAvanStrate Asia Pte ltd.の清算に伴うものであります。

※6 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

用途	種類	減損損失 (千円)
液晶ディスプレイ・パネル用 ガラス基板の製造販売事業	のれん	15,916,688
計		15,916,688

当社グループは、減損を把握するにあたり、原則として継続的に収支の把握を行っている管理区分に基づき、資産のグループ化を行っております。

当社グループにおける経営環境の変化により将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって回収可能性が認められなくなったものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は将来キャッシュ・フローに基づく使用価値(割引率8.7%)により測定しています。

(有価証券関係)

前事業年度 (平成29年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額34,420,853千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載をしております。

当中間会計期間 (平成29年9月30日)

子会社株式(中間貸借対照表計上額34,420,853千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載をしております。

(重要な後発事象)

1. 「事業再生ADR手続」による「事業再生計画」に対する同意

連結財務諸表提出会社である当社は、当社グループの事業の抜本的な再生を図るべく、Cairn India Holdings Limitedをスポンサーとする事業再生計画を策定し、特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生ADR手続」という。）の枠組みを通じて、平成29年10月31日に返済・償還期限が到来する株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン、NEXI保険付ローンの全対象債権者の皆様と協議を進めてまいりました。

その結果、事業再生ADR手続における平成29年12月19日開催の第3回債権者会議において、上記借入金のCairn India Holdings Limitedへの譲渡、及び借入条件の変更を含む事業再生計画について、全対象債権者の皆様の同意をいただき、事業再生ADR手続が成立しました。

これにより、事業再生計画に基づき、平成29年12月22日付で上記借入金の内、33,903,729千円は、Cairn India Holdings Limitedに譲渡された上で返済条件の緩和を伴う借入条件に変更され、1,899,699千円は、返済及び利率の条件の緩和を伴う借入条件に変更されました。また、これらの変更により、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローンの財務制限条項は解消されました。

変更後の借入条件は次の通りであります。

(1) 変更後の借入条件

1. 借入先の名称 Cairn India Holdings Limited
2. 借入人 AvanStrate株式会社
3. 利率
ー トランシェB TIBOR+1.85%
ー トランシェC TIBOR+1.0%
4. 利息の支払日
毎年4月30日及び10月31日
ただし、平成30年4月30日は利息の支払いは行われない
5. 返済方法及び期日
ー 平成33年4月30日から平成37年10月31日まで
毎年 4月30日及び10月31日に金1,932,163千円
ー 平成38年4月30日 金536,712千円
ー 平成38年10月31日 金536,712千円
ー 平成39年4月30日 金536,712千円
ー 満期(平成39年10月31日)
6. 担保
ー AvanStrate株式会社保有のAvanStrate Taiwan Inc. 株式及びAvanStrate Korea Inc. 株式に第一順位の質権
ー AvanStrate株式会社保有の機械装置に含まれる地金に第一順位の質権
ー AvanStrate Taiwan Inc. 保有の機械装置に含まれる地金の一部に第二順位の質権

(2) 変更後の借入条件

1. 借入先の名称 Cairn India Holdings Limited
2. 借入人 AvanStrate Korea Inc.
3. 利率 TIBOR+0.5%
4. 利息の支払日
毎年4月30日及び10月31日
ただし、平成30年4月30日は利息の支払いは行われない
5. 返済方法及び期日
ー 平成33年4月30日から平成37年10月31日まで
毎年 4月30日及び10月31日に金1,119,173千円
ー 平成38年4月30日 金310,881千円
ー 平成38年10月31日 金310,881千円
ー 平成39年4月30日 金310,881千円
ー 満期(平成39年10月31日)
6. 担保
ー AvanStrate株式会社保有のAvanStrate Taiwan Inc. 株式及びAvanStrate Korea Inc. 株式に第一順位の質権
ー AvanStrate株式会社保有の機械装置に含まれる地金に第一順位の質権
ー AvanStrate Taiwan Inc. 保有の機械装置に含まれる地金の一部に第二順位の質権

(3)変更後の借入条件

1. 借入先の名称 株式会社百五銀行
2. 借入人 AvanStrate株式会社
3. 利率
 - －平成29年11月1日以降 平成30年10月31日までは無利息
 - －平成30年11月1日以降 平成31年10月31日までは年0.05%
 - －平成31年11月1日以降 平成32年10月31日までは年0.1%
 - －平成32年11月1日以降 平成33年10月31日までは年0.15%
 - －平成33年11月1日以降 平成34年10月31日までは年0.2%
 - －平成34年11月1日以降 平成35年10月31日までは年0.25%
 - －平成35年11月1日以降 平成36年10月31日までは年0.3%
 - －平成36年11月1日以降 平成37年10月31日までは年0.35%
 - －平成37年11月1日以降 平成38年10月31日までは年0.4%
 - －平成38年11月1日以降 平成39年10月31日までは年0.45%
 - －平成39年11月1日以降 平成44年10月29日までは年0.5%
4. 利息の支払日 毎年4月30日及び10月31日
ただし、平成30年4月30日は利息の支払いは行われない
5. 返済方法及び期日
 - －平成35年10月31日 金94,985千円
 - －平成36年10月31日 金113,982千円
 - －平成37年10月31日 金113,982千円
 - －平成38年10月31日 金132,979千円
 - －平成39年10月31日 金151,976千円
 - －平成40年10月31日 金170,973千円
 - －平成41年10月31日 金170,973千円
 - －平成42年10月31日 金189,970千円
 - －平成43年10月31日 金189,970千円
 - －満期（平成44年10月29日）
6. 担保
 - －AvanStrate株式会社保有の預金322,949千円に第一順位の質権

2. 社債の買入消却

平成29年12月19日付の取締役会書面決議において、AvanStrate株式会社第1回無担保社債及び第2回無担保社債の一部買入消却を実施することを決議し、これに基づき、AvanStrate株式会社第1回無担保社債及び第2回無担保社債の一部を買入消却することを目的として、平成29年12月28日までに下記の社債を取得しました。

取得した社債については、平成29年12月28日に消却しております。

1. 買入消却する社債の銘柄
AvanStrate株式会社第1回無担保社債及び第2回無担保社債
2. 買入消却実施日
平成29年12月28日
3. 社債買入金額（平成29年12月28日現在）
8,690,220千円
4. 買入価格
 - 第1回無担保社債
各本社債の金額100,000千円（元本残高56,430千円）につき5,290,838円（元本残高の約9.38%）
 - 第2回無担保社債
各本社債の金額100,000千円（元本残高94,050千円）につき8,818,062円（元本残高の約9.38%）
5. 買入のための資金の調達方法
Cairn India Holdings Limitedからの新規借入
6. 業績に与える影響
上記の条件で取得した社債を平成29年12月28日に消却することにより、特別利益として7,875,431千円の社債消却益が発生する予定です。

3. 多額な資金の借入

当社は、平成29年12月22日付でCairn India Holdings Limitedと金銭消費貸借契約を締結致しました。

1. 資金の用途

事業再生計画に基づく社債の買入資金

2. 借入先の名称

Cairn India Holdings Limited

3. 借入金額

814,789千円

4. 借入条件

①借入金利： TIBOR+2.5%

②利息の支払日：毎年4月30日及び10月31日

③返済方法：

－平成33年4月30日から平成37年10月31日まで

毎年4月30日及び10月31日に金73,331千円

－平成38年4月30日 金20,370千円

－平成38年10月31日 金20,370千円

－平成39年4月30日 金20,370千円

－満期(平成39年10月31日)

5. 借入の実施時期、返済期限

①実施時期：平成29年12月28日

②返済期限：平成39年10月31日

4. 借入条件の変更及び社債要項の変更

(1) 目的

当社は資金繰りの安定化を図るため、当社が平成26年6月20日付でHOYA株式会社と締結した「金銭消費貸借契約」(以下、「HOYAローン契約」)に関して、平成29年10月31日付、及び平成29年11月30日付で満期日等の変更を要請し承諾され、また、平成29年12月22日付で変更契約を締結致しました。

また、当社が平成22年11月5日付で発行したAvanstrate株式会社第1回無担保社債(以下、「社債(第1回)」)及び平成22年11月5日付で発行したAvanstrate株式会社第2回無担保社債(以下、「社債(第2回)」)に関して平成29年9月29日開催の社債権者集会において決議された社債要項の一部変更について、平成29年10月5日付で東京地方裁判所の認可が決定されました。

(2) 借入先の名称及び社債の種類

1. HOYA株式会社とのHOYAローン契約

2. 社債(第1回)

3. 社債(第2回)

(3) 変更の内容

1. HOYAローン契約による借入額の7,992,324千円について、下記の通り借入条件を変更致しました。

	借入条件変更前	借入条件変更後
満期日	平成29年10月31日	平成35年12月27日
元本の返済額及び返済方法	－満期(平成29年10月31日)	－平成33年4月30日から平成35年4月30日まで 毎年4月30日及び10月31日に金1,332,054千円 －満期(平成35年12月27日)
利息	TIBOR + 2.5%	TIBOR+2.5% 及び繰延利息として2.5%
利息の支払日	平成26年12月26日、平成27年6月26日、平成27年10月30日、平成28年7月29日、平成29年1月31日、平成29年7月31日及び満期日	毎年4月30日及び10月31日 ただし、平成30年4月30日は利息の支払いは行われない
財務制限条項	原則として連結財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを誓約しております。	平成31年3月31日までの間、財務制限条項は免除とし、平成31年9月中間期以降に原則として連結財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを誓約しております。
	(1) 平成27年9月期、平成28年3月期、平成28年9月期、平成29年3月期及び平成29年9月期における連結ベースの純資産の部の金額を、平成27年3月期における純資産の部の金額の80%の金額以上に維持すること。	各中間期および決算期の末日における連結ベースの貸借対照表における純資産の部の金額に平成29年9月期において発生したのれんの減損損失に相当する15,916,688千円を加算した金額を、7,800,000千円以上に維持すること。
	(2) 平成27年3月期、平成28年3月期及び平成29年3月期における連結損益計算書における経常利益及び当期純利益を計上すること。	各事業年度における連結損益計算書における経常利益及び当期純利益を計上すること。
(3) 平成26年9月期、平成27年3月期、平成27年9月期、平成28年3月期、平成28年9月期、平成29年3月期及び平成29年9月期におけるフリーキャッシュ・フローを、事業計画上の数値の80%以上に維持すること。	各中間期および各決算期に係る連結フリーキャッシュ・フローを、0円を超える金額に維持すること。	

2. 社債（第1回）8,520,930千円について、下記の通り社債要綱を変更致しました。

	社債要綱変更前	社債要綱変更後
償還の方法及び期限	－最終償還期日 （平成29年10月31日）	－第6回償還期日（平成35年10月31日）各本社債につき金2,820千円 －第7回償還期日（平成36年10月31日）各本社債につき金3,380千円 －第8回償還期日（平成37年10月31日）各本社債につき金3,380千円 －第9回償還期日（平成38年10月31日）各本社債につき金3,950千円 －第10回償還期日（平成39年10月31日）各本社債につき金4,510千円 －第11回償還期日（平成40年10月31日）各本社債につき金5,070千円 －第12回償還期日（平成41年10月31日）各本社債につき金5,070千円 －第13回償還期日（平成42年10月31日）各本社債につき金5,640千円 －第14回償還期日（平成43年10月31日）各本社債につき金5,640千円 －最終償還期日（平成44年10月29日）
利息	－平成27年11月6日以降 平成29年10月31日まで 年5.55%	－平成27年11月6日以降 平成29年10月31日まで年5.55% －平成29年11月1日以降 平成30年10月31日までは無利息 －平成30年11月1日以降 平成31年10月31日までは年0.05% －平成31年11月1日以降 平成32年10月31日までは年0.1% －平成32年11月1日以降 平成33年10月31日までは年0.15% －平成33年11月1日以降 平成34年10月31日までは年0.2% －平成34年11月1日以降 平成35年10月31日までは年0.25% －平成35年11月1日以降 平成36年10月31日までは年0.3% －平成36年11月1日以降 平成37年10月31日までは年0.35% －平成37年11月1日以降 平成38年10月31日までは年0.4% －平成38年11月1日以降 平成39年10月31日までは年0.45% －平成39年11月1日以降 平成44年10月29日までは年0.5%
利息の支払日	－平成27年11月5日まで 毎年5月5日及び11月5日 －平成27年11月6日以降 上記各社債償還期日	－平成27年11月5日まで 毎年5月5日及び11月5日 －平成27年11月6日以降平成29年10月31日まで 上記各社債償還期日 －平成29年11月1日以降 毎年4月30日及び10月31日 ただし、平成30年4月30日および平成30年10月31日は利息の支払いは行われない

3. 社債（第2回）6,959,700千円について、下記の通り社債要綱を変更致しました。

	社債要綱変更前	社債要綱変更後
償還の方法及び期限	－最終償還期日 （平成29年10月31日）	－第6回償還期日（平成35年10月31日）各本社債につき金4,700千円 －第7回償還期日（平成36年10月31日）各本社債につき金5,640千円 －第8回償還期日（平成37年10月31日）各本社債につき金5,640千円 －第9回償還期日（平成38年10月31日）各本社債につき金6,580千円 －第10回償還期日（平成39年10月31日）各本社債につき金7,520千円 －第11回償還期日（平成40年10月31日）各本社債につき金8,460千円 －第12回償還期日（平成41年10月31日）各本社債につき金8,460千円 －第13回償還期日（平成42年10月31日）各本社債につき金9,400千円 －第14回償還期日（平成43年10月31日）各本社債につき金9,400千円 －最終償還期日（平成44年10月29日）
利息	－払込期日から 平成27年11月5日まで 年3.02% －平成27年11月6日以降 平成29年10月31日まで 年5.55%	－平成27年11月6日以降 平成29年10月31日まで年5.55% －平成29年11月1日以降 平成30年10月31日までは無利息 －平成30年11月1日以降 平成31年10月31日までは年0.05% －平成31年11月1日以降 平成32年10月31日までは年0.1% －平成32年11月1日以降 平成33年10月31日までは年0.15% －平成33年11月1日以降 平成34年10月31日までは年0.2% －平成34年11月1日以降 平成35年10月31日までは年0.25% －平成35年11月1日以降 平成36年10月31日までは年0.3% －平成36年11月1日以降 平成37年10月31日までは年0.35% －平成37年11月1日以降 平成38年10月31日までは年0.4% －平成38年11月1日以降 平成39年10月31日までは年0.45% －平成39年11月1日以降 平成44年10月29日までは年0.5%
利息の支払日	－平成27年11月5日まで 毎年5月5日及び11月5日 －平成27年11月6日以降 上記各社債償還期日	－平成27年11月5日まで 毎年5月5日及び11月5日 －平成27年11月6日以降平成29年10月31日まで 上記各社債償還期日 －平成29年11月1日以降 毎年4月30日及び10月31日 ただし、平成30年4月30日および平成30年10月31日は利息の支払いは行われない

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第10期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月23日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月28日

AvanStrate株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松浦 大 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているAvanStrate株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、AvanStrate株式会社及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当中間連結会計期間末において、AvanStrate株式会社グループの業績は連結売上高8,173,367千円、連結営業利益1,123,721千円、連結経常損失△92,527千円、親会社株主に帰属する当期純損失△16,357,337千円となり、中間連結貸借対照表の純資産の部の金額は△14,901,048千円の債務超過となっている。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表における「1年内返済予定の長期借入金」、「1年内返済予定の関係会社長期借入金」、「1年内償還予定の社債」の合計金額は59,276,382千円となっており、手元流動性及び営業キャッシュ・フローに比して高水準にある。

さらに、業績及び資金面で改善を図る上で重要な要素となる売上高の確保は外部要因に大きく依存することになるため、当該事業計画が計画通り進捗しない可能性もあり、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成29年12月19日開催の第3回債権者会議においてCairn India Holdings Limitedをスポンサーとする事業再生計画に基づく特定認証紛争解決手続が成立している。そして当該事業再生計画に基づき、平成29年12月22日付で株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン及びNEXI保険付ローンの内、33,903,729千円は、Cairn India Holdings Limitedに譲渡された上で返済条件の緩和を伴う借入条件に変更され、また、1,899,699千円は、株式会社百五銀行を借入先とし、返済及び利率の条件の緩和を伴う借入条件に変更された。

3. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成29年12月19日の取締役会決議に基づき、平成29年12月28日までに取得したAvanStrate株式会社グループが平成22年11月5日付で発行したAvanStrate株式会社第1回無担保社債（以下、「社債（第1回）」）の一部及び平成22年11月5日付で発行したAvanstrate株式会社第2回無担保社債（以下、「社債（第2回）」）の一部を平成29年12月28日に買入消却を実施している。

4. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成29年12月22日に事業再生計画に基づく社債の買入資金を確保するためにCairn India Holdings Limitedと借入契約を締結し、平成29年12月28日に借入を実行した。

5. 重要な後発事象に記載されているとおり、AvanStrate株式会社グループが平成26年6月20日付でHOYA株式会社と締結した「金銭消費貸借契約」に関して、平成29年12月22日付で変更契約を締結した。

6. 重要な後発事象に記載されているとおり、「社債（第1回）」及び「社債（第2回）」に関して平成29年9月29日開催の社債権者集会において決議された社債要項の一部変更について、平成29年10月5日付で東京地方裁判所の認可が決定された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月28日

AvanStrate株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松浦 大 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているAvanStrate株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、AvanStrate株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当中間連結会計期間末において、AvanStrate株式会社グループの業績は連結売上高8,173,367千円、連結営業利益1,123,721千円、連結経常損失△92,527千円、親会社株主に帰属する当期純損失△16,357,337千円となり、中間連結貸借対照表の純資産の部の金額は△14,901,048千円の債務超過となっている。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表における「1年内返済予定の長期借入金」、「1年内返済予定の関係会社長期借入金」、「1年内償還予定の社債」の合計金額は59,276,382千円となっており、手元流動性及び営業キャッシュ・フローに比して高水準にある。

さらに、業績及び資金面で改善を図る上で重要な要素となる売上高の確保は外部要因に大きく依存することになるため、当該事業計画が計画通り進捗しない可能性もあり、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成29年12月19日開催の第3回債権者会議においてCairn India Holdings Limitedをスポンサーとする事業再生計画に基づく特定認証紛争解決手続が成立している。そして当該事業再生計画に基づき、平成29年12月22日付で株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン及びNEXI保険付ローンの内、33,903,729千円は、Cairn India Holdings Limitedに譲渡された上で返済条件の緩和を伴う借入条件に変更され、また、1,899,699千円は、株式会社百五銀行を借入先とし、返済及び利率の条件の緩和を伴う借入条件に変更された。

3. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成29年12月19日の取締役会決議に基づき、平成29年12月28日までに取得したAvanStrate株式会社グループが平成22年11月5日付で発行したAvanStrate株式会社第1回無担保社債（以下、「社債（第1回）」）の一部及び平成22年11月5日付で発行したAvanstrate株式会社第2回無担保社債（以下、「社債（第2回）」）の一部を平成29年12月28日に買入消却を実施している。

4. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成29年12月22日に事業再生計画に基づく社債の買入資金を確保するためにCairn India Holdings Limitedと借入契約を締結し、平成29年12月28日に借入を実行した。

5. 重要な後発事象に記載されているとおり、AvanStrate株式会社グループが平成26年6月20日付でHOYA株式会社と締結した「金銭消費貸借契約」に関して、平成29年12月22日付で変更契約を締結した。

6. 重要な後発事象に記載されているとおり、「社債（第1回）」及び「社債（第2回）」に関して平成29年9月29日開催の社債権者集会において決議された社債要項の一部変更について、平成29年10月5日付で東京地方裁判所の認可が決定された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。